

財団法人新潟県スキー連盟公認 スノーボード検定員検定規程

- 第1条 この規程は、(財)新潟県スキー連盟公認スノーボード検定員(以下検定員という)に必要な事項を定める。
- 第2条 検定員は、A級、B級の2種類に分ける。
- 第3条 検定員は、スノーボードの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、厳正公平なる判定によって、検定会及びテスト会を円滑に運営し、その権威を保持するよう心掛けなければならない。
- 第4条 A級、B級検定員が、各々検定できる範囲は、次のとおりとする。
- (1) A級検定員
 - ① 準指導員検定
 - ② 技能テスト(主任検定員)
 - ③ 技術選手権大会予選会
 - ④ プライズテスト(主任検定員)
 - (2) B級検定員
 - ① 技能テスト
- 第5条 A級、B級検定員は、本連盟が開催する検定において合格した者をもって公認する。
- (2) 前項により合格した者は、所定の手続きを完了しなければならない。
 - (3) 検定員の任期は、公認された年を除き2年とする。ただし、公認された年度の資格は保有する。
- 第6条 A級、B級検定は、技能テスト会において実施することを原則とする。
- (2) 検定は、本連盟が公示し、実施要領により行なうものとする。
- 第7条 検定は、本連盟会長から委嘱されたA級検定員がこれに当たる。必要がある場合は、B級検定員を検定助手として委嘱する事ができる。
- 第8条 指導員は、A級、B級を、準指導員は、B級を受検する事ができる。
- (2) A級を受検する者は、B級を取得後3年経過し、かつ検定3回以上行い、検定員証によって証明された者でなければならない。
 - (3) 特別な事情がある場合、所属団体長の推薦により本連盟が認めた者は、受検することができる。
 - (4) 指導員並び準指導員に合格した年度を含め、受検する事ができる。
 - (5) 検定は、年1回とする。
- 第9条 A級、B級検定の受検を希望するものは、本連盟の定める受検願書に必要書類を添え受検料とともに、所属団体長に提出しなければならない。
- (2) 所属団体長は、前項の受検願書を審査の上、必要書類を添え受検料とともに、所定の期日までに本連盟に提出するものとする。
 - (3) 必要書類とは、受検年度のSAJ登録会員証、指導員(準指導員)ライセンス、A級受検者はB級検定員証をいう。
 - (4) 受検願書提出後は、理由の如何を問わず、受検料の返却はしない。
- 第10条 検定は、次に掲げる技術及び理論を行なう。
- (1) 技術は、次の要領で行い、合格基準は、標準点に対して、合否的中率が70%以上であり、標準点に対する点差を±2以内とした的中率が80%以上であることをもって合格とする。
 - ① 採点は、実際の検定を対象とすることを原則とする。
 - ② 4種目以上(各種目20名以上を原則とする)の採点を行なう。
 - (2) 理論は、スノーボード検定に必要な事項を内容として行い、合格基準は満点に対して、60%をもって合格とする。
- 第11条 検定会の主任検定員は、検定会実施報告書2通作成して、責任者を経て、検定終了後3週間以内に、本連盟会長に報告しなければならない。
- 第12条 検定員は、任期中に1回はクリニックに参加しなければならない。
- (2) A級の検定を受検し、不合格となった者は、当該任期中のクリニックを修了したものとみなす。
 - (3) クリニック修了者には、検定員証により修了を証明する。

- 第13条 検定員で、次に掲げる各号の一に該当する者は、検定員の資格を停止するものとする
- (1) 指導員の年次登録料を納期までに納入しないとき。
 - (2) 任期中にクリニックに参加できなかったとき。
- 第14条 検定員で、次に掲げる各号の一に該当する者は、検定員の資格を喪失するものとする
- (1) 本連盟の規約に違反し、検定員の体面を汚すような行為があったとき。
 - (2) 所定の指導員研修会に2年続けた欠席したとき。
 - (3) 資格の停止期間が、2年を経過したとき。
- 第15条 クリニックは、資質の向上及び資格の継続のために、次に掲げる内容で行なう。
- (1) 理論は、スノーボード理論、検定に必要な事項。
 - (2) 実技は、資質向上に必要とされる実技研修。
- 第16条 クリニック参加希望者は、所定の受講願に必要な事項を記入し、参加料を添え、所属団体の長を経て、本連盟に提出する。
- 第17条 クリニック責任者は、クリニック終了後3週間以内に出席者名簿を本連盟に報告するものとする。
- 第18条 クリニックに関する特例として、次の行事を担当した役員は、当該年度のクリニックを修したものとみなす。
- (1) 準指導員検定会
 - (2) 検定員検定会
 - (3) その他公式競技会及び本連盟が実施する行事の役員として参加し、理事会が認めた者。
- 第19条 クリニック参加料は別に定める。
- 第20条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成12年6月1日 制定
平成16年6月1日 一部改訂
平成22年1月24日 一部改訂